

第
問

1 上述のように男1と甲の特徴も一致している。

2 Wが目撃した特徴の一致する男性2人組が、他にいる確率は
3 低く、男1と考えられる甲には血が付着していることから、乙は甲とともに
4 V殺人事件に何らか関わっていると考えるのが整合的である。

5 したがって、犯罪と犯人の明白性もある(①充足)。

6 また、凶器もいまだ見つかっていないため、罪証隠滅のおそれがあり、
7 逮捕の必要がある(②充足)。

8 そして、乙が逮捕されたのは甲と同時刻、同じ場所であって、甲について
9 時間的場所的接着性が認められることから、乙についても認められる(③充足)。
10 よって逮捕②も適法である。

11 3. 差押えの適法性について。

12 (1) 下線部の差押え(以下、本件差押えという。)は、逮捕に伴う
13 差押え(220条1項)として適法か。

14 (2) まず、本問において、Pは甲を準現行犯逮捕しているの
15 「現行犯を逮捕する場合」にあたる。

16 (3) では、本件差押えは「逮捕の現場」に(220条1項2号)に
17 おけるものといえるか。本件差押えは逮捕された場所から200メートル
18 離れた地点であるから問題となる。

19 ア. そもそも、逮捕の現場には通常証拠が存在している
20 蓋然性が高いので無令状の差押えが許されている。

21 このような趣旨に照らせば、被疑者が現に所持している者も証拠
22 物である蓋然性が高く、逮捕の現場を更隣にした場所から、
23 相当の理由があって移動したからといって、その蓋然性はかわらない。

第
問

1 そこで、被逮捕者に対する差押えは、逮捕の現場から離れたところ
2 になされる場合であっても、離れたことに相当の理由がある場合には
3 許される。

4 1. 本問において、本件差押えがなされたのは逮捕現場から約
5 200メートル離れた場所である。

6 しかし、甲を逮捕した場所で捜査しようとした際、甲が暴れ出し、
7 かつ、酒に酔った学生の集団がP及び甲を取り囲み、そのおかげで
8 1台の車が同所を通行できなかったため、このような交通往來の障害
9 を回避すべく、^{最急の}工交番に向かおうとしたのである。

10 また、差押えが行われたのは逮捕から約10分後の午後10時40分頃
11 であるから、速やかに差押えがなされているといえる。

12 2. したがって、「逮捕の現場」における差押えといえる。

13 (4) そうだとしても、^Pは携帯電話の中身を見ずに差押えているが、差押え
14 対象物は被疑事実と関連性を有する物である必要があることから
15 適法性が問題となる。

16 たしかに、Pは事前に甲の携帯電話の中身を確認しなかったのみ。
17 しかし、^{乙は}乙はP及びQに「報西州だけど、100万円どくりだ。」というメールを
18 甲に送信し、^{また}またメールの文面を見せており、そのメールを
19 甲が所持している携帯で受信している可能性は非常に高い。

20 また、本件メールは甲と乙がV殺害につき共謀していたことを
21 示す重要な証拠となる。

22 したがって、^{被疑}被疑甲に対する被疑事実と関連性を有するものといえる。

23 (5) よって、本件差押えは適法である。

（第 問）

第2設問2について

1. まず、実況見聞調書は、「公判期日外における他の者の供述を
作成者の体験事実と記載したものであり、「公判期日における供述は
に代」わる「書面」（320条1項）であるから原則証拠能力は認め
られない。

もっとも、実況見聞調書は司法警察職員が五官の作用で認識した
ものといえるので、「検証の結果を記載した書面」（321条3項）に類似
する。

したがって、~~4年~~Pが公判期日において証人尋問を受け、真正に作成された
ものであることを供述したならば、321条3項の伝聞例外の要件を
満たし、証拠能力が認められる。

2. 別紙1について

（供述証拠は）

(1) まず、伝聞証拠が原則証拠能力を欠く理由は、人の知覚、記憶、
叙述過程には誤りが生じやすいと云々にもかわらず、
公判廷外での原供述を内容とする場合、反対尋問や裁判官による
直接の態度認識を解さないとなると、内容の真実性が担保
できないことにある。

そして、供述証拠が伝聞証拠にあたるかは要証事実との関係で
決する。

(2) 本問において、別紙1はWが目撃した状況をWの供述により
再現しているものであり、写真、供述ともに伝聞証拠に該当する。
もっとも、Wの供述は、別紙1は321条3項3号の書面に
あたるため、証拠能力が認められるためには、同号の要件を満たす必要がある。

（第 問）

もっとも、別紙1のWの供述を録取した部分にWの署名、押印がない、
ことからこの部分は証拠能力が認められない。

また、写真部分についても、Wの供述不能の要件を満たさないこと
から証拠能力が認められない。

3. 別紙2について

(1) 別紙2は、Wが犯行現場を目撃した場所を、~~実際に~~
~~か~~と供述する場所から、犯行現場が実際どのよう
に見えたかを確認し、本当にWが犯行現場を目撃できる状況で
あったかことを立証するものである。

そして、写真は知覚、記憶、叙述の過程に問題、誤りが入り込む余地
のない非供述証拠である。

また、「立証趣旨との関係で、写真内容の~~一本~~写真それ自体
から、Wが目撃した場所から何う感じるものなく犯行現場を
目撃できることが分かるので、要証事実との関係で別紙2の
写真は非伝聞であるといえる。

また、Wの説明はPに写真撮影を促すためのものであるから、
内容の真実性は問題とならず、伝聞証拠に該当しない。

(2) よって別紙2の証拠能力は認められる。

以上。